

職員退職金規程



公益社団法人 日本ビリヤード協会

第1版 2021年1月15日

<文管 2-28>

(目的)

- 第1条. 本規程は、公益社団法人日本ビリヤード協会（以下、「本協会」という）の職員に対し支給する退職金(死亡による退職の場合の弔慰金を含む)について定める。

(適用範囲)

- 第2条. この規程による退職金制度は、本協会の定める職員就業規則に則り雇用され勤務する職員に適用する。パートタイマー、嘱託など就業形態が特殊な者についてはこの限りではない。

(支給要件)

- 第3条. 退職金は満3年以上勤務した社員が以下の各号の一に該当する事由により退職した場合に支給す
- (1) 定年により退職したとき
 - (2) 在職中死亡したとき
 - (3) 本協会の都合により退職したとき
 - (4) 私傷病により休職期間が満了したとき、または休職期間中退職を申し出て退職したとき
 - (5) 前号のほか休職期間が満了し退職したとき
 - (6) 私傷病により業務に耐えられないと会社が認めた場合の退職のとき
 - (7) 自己の都合により退職したとき
2. この規程において協会都合退職とは本条第1項第1号から第3号までをいう。
3. この規程において自己都合退職とは本条第1項第4号から第7号までをいう。

(基本退職金)

- 第4条. 基本退職金はその退職理由が協会都合の場合には別表の協会都合欄、自己都合の場合には別表の自己都合欄に定める金額を支給する。

(勤続年数の計算)

- 第5条. 本規程における勤続年数の計算は、採用の日から支給事由発生の日までとする。ただし、本協会都合によらない休職期間を除く。
2. 計算上1年未満の端数月が生じた場合は、15日以上を1ヶ月とし、月割計算を行なう。

(特別功労金)

- 第6条. 在職中、特に功労があったと認められる職員に対して、退職金に特別功

労金を加算して支給することがある。支給額は、その都度その功労の程度を勘案して理事会にて決定する。

(算出金額の端数処理)

第7条. この規程による退職金の算出金額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、これを 1,000 円単位に切り上げる。

(控除)

第8条. 退職金の支給に際しては、法令に定めるほか、支給を受ける者が本協会に対して負う債務を控除する。

(支払の時期および方法)

第9条. 退職金は、退職または解雇の日から 30 日以内に、退職者の指定する金融機関口座への振込みにて支払う。

(遺族の範囲および順位)

第10条. 本人死亡のときの退職金を受ける遺族の範囲および順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条までに定めるところによる。

(退職金の不支給)

第11条. 以下の各号の一に該当する者には、退職金を支給しない。ただし、事情により第3条に規定する 自己都合退職金支給額に相当する退職金を支給することがある。

- (1) 就業規則に定める懲戒規定に基づき懲戒解雇された者
- (2) 退職後、支給日までの間において在職中の行為につき懲戒解雇に相当する事由が発見された者

(改廃)

第12条. 本規程の改廃は理事会の決議により行う。

(その他)

第13条. 本規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

2. 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

以上

〈別表〉

職員退職金テーブル

	協会都合		自己都合	
	支給額(万円)	支給率	支給額(万円)	
勤続年数				
3年未満	0	-	0	
3	30	0.500	15	
5	55	0.510	29	
10	123	0.545	68	
15	210	0.585	123	
20	330	0.640	212	
25	480	0.715	344	
30	663	0.825	547	
35	886	0.950	842	
40	1,040	-	-	

本テーブルに記載の無い勤続年数及び1年未満については、直近の勤続年数に該当する金額をその勤続月数で割り、追加の月数を乗じて加算する。

計算例:

12年3ヶ月日勤務で会社都合の場合:

勤続10年の退職金123万円÷120ヶ月=10,250円

10,250円×2年4ヶ月(27ヶ月)=276,750円

よって退職金は

1,230,000円+277,000円=1,507,000円

となる。

